

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年3月24日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	大阪府
3. 市区町村名	大東市
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.daito.lg.jp/kakukakaranooisirase/seisakusushin/zaimu/mynumber/1493168446721.html

執行機関名 大東市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年条例第15号)によるひとり親家庭に対する医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成二十七年条例第三十二号)別表第一 第二号 大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和五十五年条例第十五号)によるひとり親家庭に対する医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第一条	大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和五十五年条例第十五号)第一条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第一条 この条例は、ひとり親家庭に対し医療費の一部を助成することにより、その健康の保持、生活の安定及び児童の健全な育成に寄与し、もつてひとり親家庭の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和五十五年条例第十五号) 大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則(平成二十九年規則第三十二号)